

仕様書(案)

業務名	長岡京市第2次みどりの基本計画策定業務委託
業務場所	長岡京市開田1丁目1番1号(長岡京市内全域)
履行期間	契約日(又は契約日の翌日)から令和8年3月31日まで

第1章 総則

【1】業務概要及び目的

長岡京市では、平成16年3月に令和7年を目標年次とした「長岡京市緑の基本計画」を策定し、その後、社会情勢の変化や新たな緑の施策を反映させるために平成29年3月に中間見直しの改定を行い、基本理念の「市民が誇れる風格とゆとりのあるみどり」を実現するため、みどりの創出や保全活用、都市緑化の推進、市民の手によるみどりのまちづくりの施策を積極的に進めてきた。

しかし、目標年次の令和7年が間近になっていること、また、平成29年6月の都市緑地法の改正等、緑を取り巻く情勢の変化によって、本市の特性や都市の将来像、緑の将来像を見据えた上で、本市の都市計画区域内における緑地の適正な保全と緑化の推進や都市公園の整備及び管理、都市計画公園の見直し方針、公民連携による行政サービス向上、民有緑地の保全・創出など、あらためて本市の緑化を総合的かつ体系的に推進していく指針として、新たな「緑の基本計画」を策定するため本業務を実施する。

本業務は、特に以下の点に関して今後の方向性を得ることを目的とし、都市計画変更手続きや事業化に資することができるように留意して実施するものとする。

- ・都市計画決定後、長年未整備状態にある公園予定地について、整備の要否を検討する。
- ・社会資本総合整備事業により整備を進めてきた西山公園ほかの公園緑地について、利用状況等から効果を検証し、今後の事業のあり方を検討する。
- ・社会情勢の変化等により営農継続が困難となりつつある市街地内生産緑地について、適切な公共空地(緑地)として活用するための方針を検討する。
- ・立地適正化計画の進展により利用ニーズが高まる居住誘導区域における公園整備については、集約化も含めて需要増への対応策を検討する。

【2】計画期間

令和8年からの約20年間を想定している。

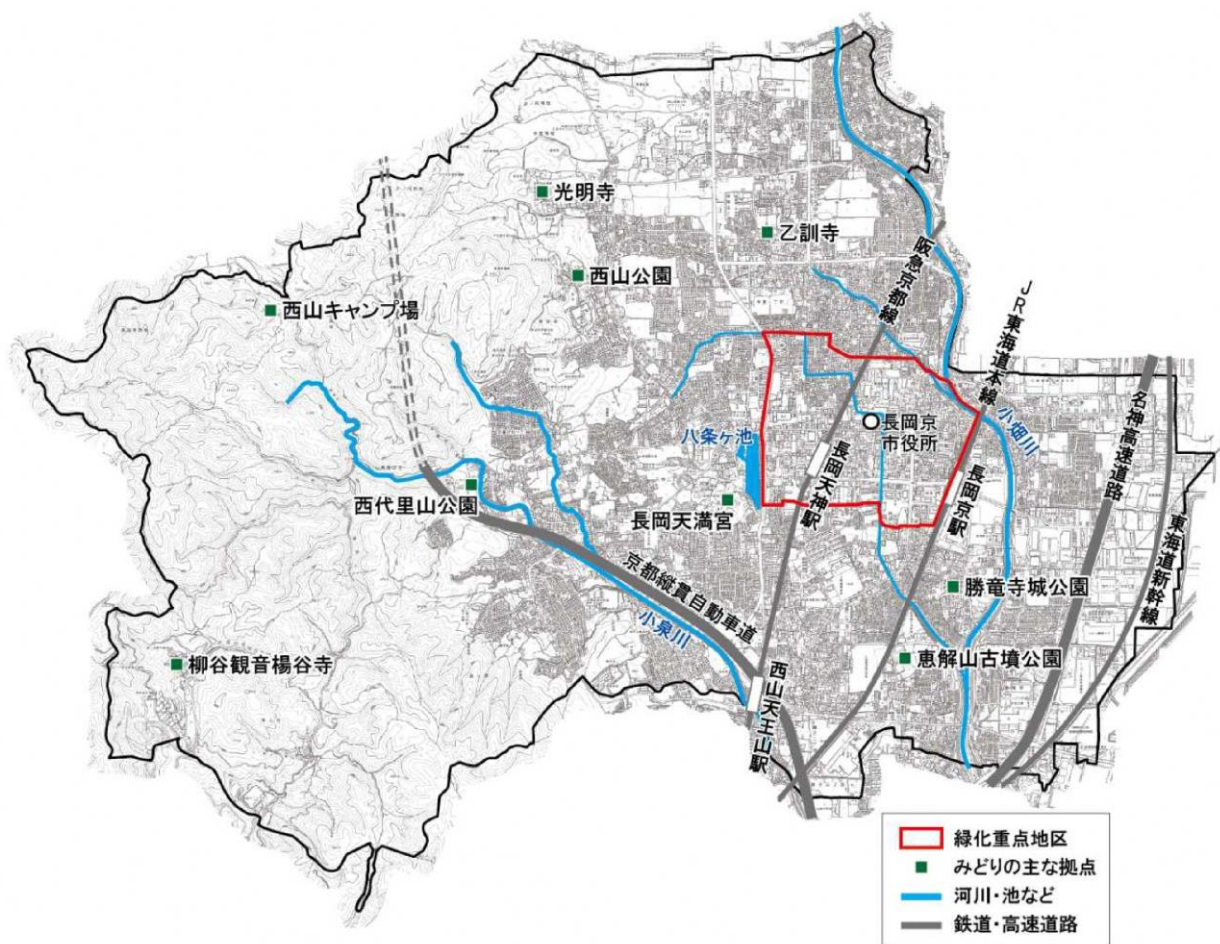
【3】 準拠法令等

本業務の実施にあたり、準拠すべき法令等は以下のとおりとする。

- (1) 都市緑地法
- (2) 都市計画法
- (3) 都市公園法
- (4) 緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）
- (5) その他関係法令及び諸規則

【4】 業務対象範囲

- ・長岡京市内全域



第2章 業務内容

● 1年目

【1】 現況調査

1. 地域概況調査

1) 自然的条件調査

- ・ 緑地の基盤となる、気象、地形等の自然条件の資料を収集し、整理する。
- ・ 動植物の分布等に関する資料を収集し、市域の生物多様性の観点から整理する。

2) 社会的条件調査

- ・ 緑地の保全や緑化の推進に際して関連する人口、土地利用、法規制のほか、にぎわい、住宅の状況、産業など関連する社会情勢を簡潔に整理する。
- ・ 市内の社会課題について既存資料を基に整理する。

3) その他の地域概況調査

- ・ 緑地の保全や緑化の推進に関連する、レクリエーション施設等の状況を整理する。
- ・ 緑地の保全や緑化の推進に関連する、市内の景観上の特性を整理する。
- ・ 緑地の保全や緑化の推進に関連する、土砂災害警戒区域等指定箇所の状況を整理する。
- ・ 市内で行われている、市民や事業者による緑化活動や森林整備活動の状況について活動状況を調査し、現状、課題について整理する。

4) 上位計画等関連計画の整理

- ・ 国、県、市の緑地の保全や緑化の推進に関わる動向を整理し、本計画に取り入れるべき要素を整理する。
- ・ SDGs、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーなど、幅広い観点から検討を行う。

2. 緑地現況、緑被現況、緑化状況調査

1) 緑地現況調査

① 地域制緑地、施設緑地の分布図、区域図の作成

- ・ 地域制緑地、施設緑地の状況を把握し、分布状況を図示する。また、未整備の都市公園の状況についても確認する。
- ・ 作業に必要な GIS データは、委託者が貸与する。

② 緑地現況調書作成ほか

- ・ 地域制緑地、施設緑地、保存樹木、天然記念物等の数量を集計する。
- ・ 保存樹木、天然記念物等の現状や課題、そのほか現行計画からの変化を含めて課題を整理する。

2) 緑被現況調査

① 緑被図の作成

- ・緑被の状況等を把握し、図示する。

② 緑被現況調書作成（面積等の集計）

- ・緑被の数量を集計し、現行計画からの変化を含めて課題を整理する。

3) 緑化状況調査

- ・街路樹など公共用地の緑化状況、今後の見込み等について把握し、取りまとめる。

3. 緑政策の整理

- ・現行計画の実施状況について資料を収集し、課題の整理や取りまとめを行う。

4. 市民意識調査

1) 調査票の作成

- ・市内の緑地の保全や緑化の推進に関する市民意識調査を行う。調査票の設計に当たっては、実施済みのアンケート調査との比較を行うことができるように留意する。（全 1,000 通を想定）

2) 発送、返送等手続き

- ・発送封筒は市の公用封筒を用い、返信封筒は受注者が作成する。
- ・発送料、返送料は受注者の負担とする。返送率は 30%程度を想定する。
- ・アンケートの返送は WEB システムを用いて行うこともできるように受注者において適切な環境を準備する。

3) 回答の入力

- ・回答の集計用フォーマットを作成の上、返送のあった回答を入力する。

4) 集計分析

- ・アンケート結果を集計し、適宜クロス集計を行い、市内の緑地の保全や緑化の推進に関する市民意識について取りまとめを行う。

5. 市内公園緑地の利用実態分析

- ・近年整備が行われた西山公園ほかの公園緑地等について、スマートフォンの移動履歴座標データ等を活用し、市内外から訪れる人の滞留行動等についての定量的空間分析を行うことで、公園へのアクセス状況を分析し、公園の整備効果や他公園への展開について分析する。
- ・なお、分析に使用するスマートフォンの移動履歴座標データの分析対象期間は 1 ヶ年程度を想定する。公園利用者の判別精度を確保するため、町に来訪する人のうちの 1 割程度以上のスマートフォンを対象に個人情報保護に配慮して記録したビッグデータを受注者にて収集する。データは、各取得条件における実データ

(実際に取得されたデータ)総数を提示し、且つ同条件における全人口を想定した推計値を算出する。

- ・調査対象公園は、近年整備された公園緑地等の事業効果の確認や観光への寄与等の観点から5地点程度を選定する。
- ・本項目に関わる検討期間は3カ月程度とする。

【2】 調査結果の分析・評価と課題の整理

1. 緑の主要な機能についての分析評価

- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観形成のほか、市域の緑が発揮している、もしくは発揮すべき機能について分析し、評価する。

2. 課題の整理

1) 課題の抽出

- ・前項目で行った分析評価の結果に基づいて、課題を整理する。

2) 計画課題図の作成

- ・課題図として図示する。

【3】 検討会実施支援

- ・専門家の意見を聴取するために実施する検討会、及び庁内の意見を集約するための会議の運営に際して、資料作成、議事録の作成を行う。
- ・3回を予定する。

● 2年目

【4】 緑地の保全及び緑化目標の設定

1. 基本理念、緑の将来像、基本方針の設定

- ・現行計画策定以降の、市内の緑地の現状や緑化政策の進展、社会情勢の変化を踏まえて、基本理念の改定の必要性について検討する。改定が必要な場合はその根拠を整理するとともに、新しい基本理念を複数案提案する。
- ・上記で検討した基本理念、市内の緑地の現状や緑化政策の進展、社会情勢の変化を踏まえて、緑の将来像及び基本方針を設定する。

2. 計画フレームの設定

- ・市総合計画や関連計画での計画事項等を踏まえつつ、計画フレームを設定する。
- ・必要に応じ、府との協議資料の作成を行う。

3. 計画目標の設定

- ・緑地の確保目標、都市公園の整備目標等を整理する。

【5】緑地の配置方針の設定

1. 主要系統別の緑地の配置計画

- ・前項目までの検討結果を踏まえ、緑の機能別に配置計画及び計画図を作成する。

2. 総合的な緑地の配置計画の作成、配置計画図の作成

- ・主要系統別の緑地の配置計画を踏まえ、緑地の不足や緑のネットワーク形成に関わる課題を整理し、課題に対する対応を検討する。
- ・上記について、計画図としてまとめる。

【6】緑地の保全及び緑化の推進のための施策の検討

1. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の検討

- ・現行計画の進捗状況や、緑地の保全目標、緑地の配置方針等を踏まえて、必要となる施策の検討を行う。

2. 目標の検討

- ・実施する施策についての目標値を検討する。

3. 緑化重点地区等の設定

- ・必要に応じて、緑化重点地区等の設定、緑化地域及び地区計画等緑化率条例による緑化の推進に係る事項について検討する。

4. 都市公園の整備及び管理の方針の検討

1) 都市公園の整備目標及び整備方針の検討

- ・都市公園の整備について、年次計画や整備水準について検討を行う。

2) 都市公園、施設緑地（公共施設緑地等）の管理方針の検討

- ・都市の賑わいづくりや自然環境保全等の多様な観点から、都市公園等の管理形態や管理水準について検討を行う。

3) 事業者が提供する公園・緑地の評価及び方針の検討

- ・長岡京市まちづくり条例（平成6年長岡京市条例第18号）第15条に基づき、事業者が開発事業の施行により提供する公園・緑地について、これまでの評価と今後の方向を検討する。

5. 施策体系及びロードマップの策定

- ・前出の項目1～4の検討結果を踏まえて、施策体系に整理する。
- ・取組みのロードマップとして、以下の事項について整理する。

- ・事業区域
- ・整備目的、及び整備内容
- ・目標値、及び評価の方法
- ・計画期間
- ・概算事業費
- ・さらに、重点的に推進すべき施策については、重点プロジェクトとして、具体的な取組手法を整理する。

【7】 検討会実施支援

- ・専門家の意見を聴取するために実施する検討会、及び庁内の意見を集約するための会議の運営に際して、資料作成、議事録の作成を行う。
- ・3回を予定する。

【8】 パブリック・コメント実施支援

- ・素案に対するパブリック・コメントについて、資料作成、意見の集計及び整理、取りまとめ、対応方針の提案など、実施を支援する。

【9】 資料編の作成

- ・検討経過や、審議会の議事録等を資料編として整理する。

第3章 成果品

【1】 成果品提出

年次	仕様	部数等
1年目	業務報告書及び資料編	ファイル綴じ2部 電子データ2部
2年目	業務報告書	ファイル綴じ2部 電子データ2部
	長岡京市緑の基本計画（本編）	カラー印刷 300部 電子データ2部
	長岡京市緑の基本計画（概要版）	カラー印刷 300部 電子データ2部

第4章 その他

【1】 守秘義務及び成果物の帰属

1. 業務の実施に関して取得した情報について秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本委託業務終了後も同様とする。
2. 個人情報を取扱う場合には、長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長岡京市条例第28号）その他関連法令等に基づき、その取扱いに注意すること。
3. 本業務で得られた成果品の著作権は、ホームページでの掲載を含め本市に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供は行わないこと。

【2】 その他留意事項

1. 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議または指示を受けること。
2. 業務の遂行にあたっては、本市の担当者と十分な打合せを行い情報交換、連絡調整を十分にとり、円滑に業務を実施すること。
3. 受託者は、業務の実施にあたり、本業務の意図や目的を十分に理解した上で、より良い成果が得られるように努力すること。
4. 業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良か所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
5. 業務には、緑地・緑化行政並びに都市計画等の分野における、十分な経験と知識を有する技術者を配置すること。
6. この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。